

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

松浦建設株式会社

法人番号 1021001033176 (神奈川県知事許可 第 031397 号)

2 取引停止措置期間

3か月 (令和8年1月20日～令和8年4月19日)

3 取引停止の理由

当該業者の元代表取締役および元営業部長は、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件に関連し、便宜を図ってもらった見返りを渡したとして、令和7年9月24日、横浜地検により贈賄の罪で起訴された。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第2第2号に該当するため。

令和8年1月20日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松尾 清一